

# 資料編

## 資料－1 新エネルギー導入事例

主な新エネルギーの導入事例を以下に示す。

### 【事 例 一 覧】

#### 1 太陽光発電・太陽熱利用

事例1 伏見大手筋商店街ソーラーアーケード……………資－ 2

事例2 高崎福祉専門学校太陽光発電・熱利用システム……………資－ 5

#### 2 風力発電

事例 久居榊原風力発電施設……………資－ 7

#### 3 コージェネレーション、燃料電池

事例 東京都水道局三園浄水場次亜塩素酸ナトリウム製造装置用燃料電池発電システム…資－10

#### 4 廃棄物エネルギー（バイオマス）

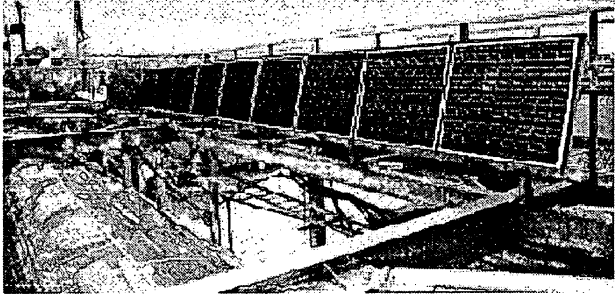
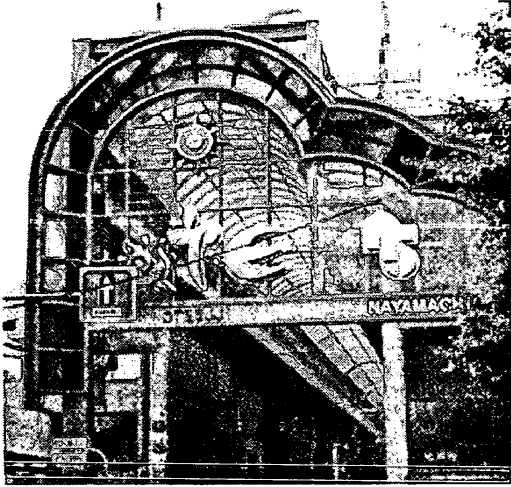
事例1 八木バイオエコロジーセンター（エネルギー再生型畜産糞尿処理システム） ……資－13

事例2 おがくずガス化発電……………資－16

## 1 太陽光発電・太陽熱利用

### 事例 1

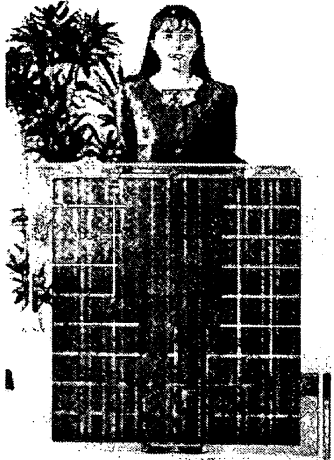
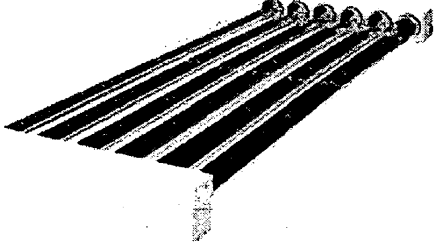
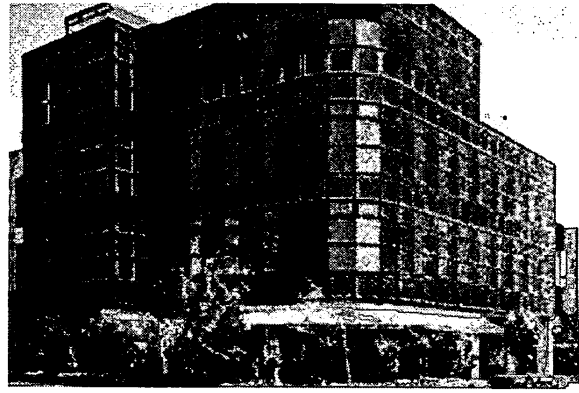
■システムの名称 (所在地)	伏見大手筋商店街ソーラーアーケード (京都市)
■導入主体	伏見大手筋商店街振興組合
■導入時期	1997年 システム運用開始
■背景及び経緯	旧アーケードを更新する際、京都府と話し合う中でNEDOの支援制度を活用して、具体化した。
■システムの概要	<p>本施設は、全国に先駆けて大型太陽光発電システムを導入した環境重視型のアーケードである。主な特徴を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーケードの東西ファサード（出入口）に、光透過性のあるシースルーアモルファス太陽電池を採用し、明るく透明感のある空間を演出。</li> <li>・アーケード上部の消防歩廊手すりを太陽電池用架台と一体化し、デッドスペースを有効利用。</li> <li>・自立運転型インバータと非常用バッテリーシステムにより、災害時でも一部照明に電力供給可能。</li> </ul> <p>設備の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方式：系統連係および逆潮流対応</li> <li>・発電容量：30.9kW <ul style="list-style-type: none"> <li>1番街 太陽電池：多結晶シリコン太陽電池 10.5kW シースルー太陽電池 0.15kW</li> <li>2番街 太陽電池：単結晶シリコン太陽電池 10.4kW 非常用電源ユニット（蓄電池容量：168V、21Ah）</li> <li>3番街 太陽電池：単結晶シリコン太陽電池 5.2kW 非常用電源ユニット（蓄電池容量：168V、21Ah）</li> <li>4番街 太陽電池：単結晶シリコン太陽電池 4.5kW シースルー太陽電池 0.15kW</li> </ul> </li> </ul> <p>その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソーラー時計：東西入口の表裏各1台 合計4台</li> <li>ソーラーライト：2、3街区に各4台 合計8台</li> <li>キラキラモビール：2番街</li> <li>ハミングバード：3番街</li> </ul> <p>実際に、以下のように設置場所や工夫を行い、近隣の人、アーケードの利用者や施設の見学者に対してアピールしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから見やすくするため、アーケード上部とは別にアーケード各辻の南面に太陽電池モジュールを垂直設置。</li> </ul>

<p>■システムの概要 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠くからも目立つように3番街の四つの辻上部に太陽電池を並べた半円形のモニュメント（ソーラームーン）を設置。</li> <li>・単結晶太陽電池、多結晶太陽電池、アモルファス太陽電池を街区毎に採用しているので、各種太陽電池を比較見学可能。</li> <li>・発電量の瞬時値をアーケード内の3箇所にデジタル表示。</li> <li>・東西入り口の時計やアーケード内のモニュメント（2番街：キラキラモビール、4番街：ハミングバード）を作動。</li> </ul> <p>●消防歩廊への設置状況(アーケード上部)</p>  <p>●シースルー太陽電池の設置状況</p> 
<p>■システムの主な効果 (定性的効果)</p>	<p>太陽電池により発電した電力をインバータで直流から交流に変換して、関西電力の電力系統と連系する。発生した電力は、空調、照明等の電源として利用されており、余剰電力が発生した場合は、関西電力が買い取るシステムである。また、非常用電源ユニットにより、2、3街区の4つの辻照明に対して電力供給を行う。</p>
<p>■経済的効果 (定量的効果)</p>	<p>年間発電量が26,700kWhであるため、電力量料金換算で534千円/年(従量B:20円/kWhで換算)の効果がある。</p>

<p>■導入費用</p>	<p>初期費用は 83,000 千円（据付・電気工事含む）である。</p> <p>導入の問題点としては、設置場所の制限（消防法によるアーケードの開口率確保等）や意匠を優先したため、システムとして発電効率は低めになっている。また、アーケードの性格上、工事時間に制限（夜間1時～5時）があり、工事費が割高になっている。</p>
<p>■運用状況</p>	<p>本システムは、当初の計画どおり運用されている。</p>

事例 2

<p>■システムの名称 (所在地)</p>	<p>高崎福祉専門学校 太陽光発電・熱利用システム (群馬県高崎市)</p>
<p>■導入主体</p>	<p>学校法人堀越学園</p>
<p>■導入時期</p>	<p>1997年 システム運用開始</p>
<p>■背景及び経緯</p>	<p>学校法人堀越学園は、常に自然との調和を考え地球環境問題に取り組むことを標榜しており、「環境・福祉」教育を実践する目的で、高崎福祉専門学校に日本で初めてガラスカーテンウォール型「ライトスルー太陽電池モジュール」をビル壁面全面に取り付けた太陽光発電を導入し、併せて太陽熱給湯システムを導入した。</p>
<p>■システム概要</p>	<p>ライトスルー太陽電池モジュールの特徴を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面強化ガラスラミネート構造のため、太陽電池素子間、素子外周部から屋外光を採光することができる。また、手を触れる機会が多い裏面も十分な信頼性を持つことができる。</li> <li>・従来の窓用アルミサッシ部材をそのまま利用して固定できる構造のため、特殊な架台等の部材は不要。また、アルミサッシ内部にボックス・配線を収納できる構造としたため、室内外観が向上した。</li> <li>・変換効率が高く（素子変換効率 15%）信頼性が高い多結晶シリコン太陽電池を採用している。</li> </ul> <p>また、設備の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電システム：ライトスルー太陽電池モジュール <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電容量：27.9kW</li> <li>・取付方位：南東および南西</li> <li>・予想年間発電量：22,178kWh</li> <li>・方式：連系保護装置付 20kVA インバータ</li> </ul> </li> <li>●太陽熱システム：真空ガラス管型集熱器 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集熱面積：76.44m<sup>2</sup></li> <li>・取付方位：南</li> <li>・予想年間集熱量：57,212Mcal</li> <li>・方式：ヒートポンプハイブリッド方式</li> </ul> </li> </ul>

<p>■システムの概要 (続き)</p>	<p>●ライトスルー太陽電池モジュール／真空ガラス管型集熱器</p>   <p>●設置外観</p> 
<p>■システムの主な効果 (定性的効果)</p>	<p>高崎福祉専門学校の外壁や窓には、ライトスルー太陽電池モジュールが装備され、建物内の消費電力を補うほか、電力が余れば電力会社に送り返して有効利用を図っている。</p>
<p>■経済的効果 (定量的効果)</p>	<p>太陽電池の発電により石油換算で 5,408 円/年 (発電電力量：22,178kWh/年 (前掲)、電力量料金換算で 244 千円/年 (高圧 A：11 円/kWh で換算)) が、また屋上の集熱器の集熱により、石油換算で 8,081 円/年の効果がある。</p>
<p>■導入費用</p>	<p>導入費用は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム：90,544 千円</li> <li>・太陽熱利用システム：49,361 千円</li> </ul>
<p>■その他</p>	<p>本システムは、ビル建築へ太陽光発電システムと太陽熱利用システムを同時に導入する際の一つの方向性を示すものであり、限られた空間の中で、建築物のデザインおよび機能性とソーラー機器の特徴を融合させたシステムである。</p>

## 2. 風力発電

### 事例

<p>■システムの名称 (所在地)</p>	<p>久居榊原風力発電施設 (三重県久居市)</p>
<p>■導入主体</p>	<p>三重県久居市</p>
	<p style="text-align: center;">●位置図</p> 
<p>■導入経緯</p>	<p>1996年度 基礎調査、事業可能性調査、風況観測（三重大学との共同研究）、概略システム設計調査</p> <p>1997年度 電波障害調査、環境景観アセス調査、地質調査地積測量、プロポーザル方式によるメーカー選定後実施設計</p> <p>1997～1998年度 地域新エネルギー等導入促進事業採択</p> <p>1999年4月 竣工</p> <p>1999年5月 システム運用開始</p>
<p>■背景及び経緯</p>	<p>久居市では公共施設の維持管理に年間4百万 kWh 程度の電力を使用しており、地球温暖化、酸性雨等地球規模の環境問題に関心が高まるなか、地方公共団体として地球環境への負荷低減に資するクリーンエネルギーである風力発電を率先して導入し、公共施設の消費電力相当分を新エネルギーに転換する。</p> <p>市のイメージアップ、市民の環境意識の向上（子供たちに夢）、新たな観光資源として「榊原温泉」の観光振興等への波及効果にも期待している。</p>



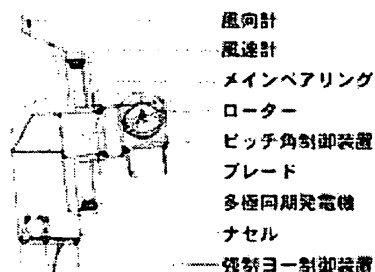
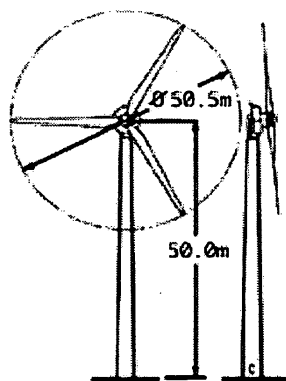
<b>■システムの概要</b>	設備の概要は以下のとおりである。 ・発電容量：3,000kW (750kW×4基)
-----------------	--

●風力発電システム概要一覧

風力定格	定格風速・出力	12.5m/s・750kW
	対応風速	カットイン3m/s カットアウト25m/s
ローター	耐風速	60m/s
	直径、回転数	50.5m、可変速18~32rpm
発電機	形式	多極同期発電機 (極数84)
	定格	750kW、690V、60Hz
タワー		50m (風車の最長地上高75m)
その他	系統連系方式	既設特別高圧 (22kV) 線に系統連系
	発電電力量	約8,000MWh/年を想定
	設備利用率	約30% (送電端) を想定

●風車本体設備仕様

LW50/750 ●定格出力/750kW



<p>■システムの主な効果（定性的効果）</p>	<p>久居市によると、この施設の発電電力量は一般家庭 2,346 世帯分の年間電力消費量に相当し、久居市が年間に消費する電力を発電する時に発生する CO<sub>2</sub> を約 4.7%削減する効果が期待される。</p> <p>運用開始以来かなりの来訪者が訪れており、PR 効果は大きい。</p>
<p>■経済的効果（定量的効果）</p>	<p>電力会社と 11.7 円/kWh、17 年の長期契約を結んでいる。年間 8,000MWh の発電電力量とすれば、93,600 千円の売電収入となる。</p>
<p>■導入費用</p>	<p>設置費用は以下のとおりである。</p> <p>発電システム：約 880,000 千円 *NEDO から 1/2 補助 付帯工事（駐車場等）：65,000 千円 総額：945,000 千円</p> <p>その他、立地する際のメリットとして、以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所は標高約 800m で年間平均風速 7.6m（地上高 15m 実測）と良好な風況条件を有していた。</li> <li>・送電係数が可能な特別高圧線（22kV）に隣接しており、約 50,000 千円の負担金で系統連係ができた（各風車間の送電線は地中埋設）。</li> <li>・改良済の県道青山高原公園線（幅員 7m）に隣接しており、重機械等の搬入に特別な土木工事が不要であった。</li> <li>・建設地が財産区であり、権利調整が順調にできた。</li> <li>・以上の条件に恵まれたことにより、NEDO が目安とする事業化予算（300 千円/kW）内に抑えることができた。</li> </ul> <p>また、事業推進上の留意点として、以下のことが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種選定に際し、実績、価格、保証等を重視した結果海外から調達することとしたが、国内での検査対応等コミュニケーション上の不足があった。</li> <li>・発電施設のため常時モニター（遠隔監視）する必要があるが、市職員では対応できないことから委託する必要がある。</li> </ul>
<p>■維持費用</p>	<p>運転委託費用は、20,000 千円/年となっている。</p> <p>その他、システムの維持管理用電源として、毎月 200 千円程度の電力を電力会社から購入している。</p>
<p>■運用状況</p>	<p>標高 800m 程度の山の上という立地条件から、平地仕様のコンピュータシステムの調整に手間取り、最初の 3 か月間（5～8 月）は初期トラブルが多発した。8 月からは比較的システムは安定している。</p>
<p>■その他</p>	<p>久居市ホームページで施設写真等が公開されている。 <a href="http://www.city.hisai.mie.jp/machi/index.html">http://www.city.hisai.mie.jp/machi/index.html</a></p>

### 3. コージェネレーション、燃料電池

#### 事例

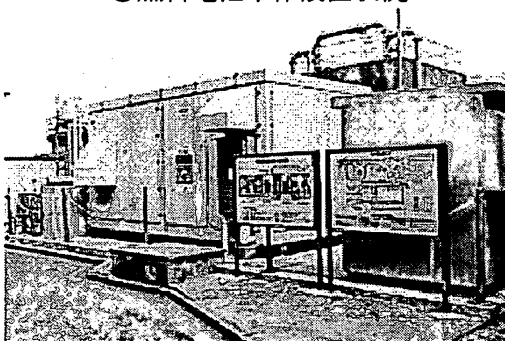
<b>■システムの名称 (所在地)</b>	東京都水道局三園浄水場・次亜塩素酸ナトリウム製造装置用燃料電池発電システム (東京都板橋区)
<b>■導入主体</b>	東京都水道局
<b>■導入時期</b>	1996年5月 システム運転開始
<b>■背景及び経緯</b>	<p>東京都水道局では、安全性等の観点から、浄水の消毒剤として従来の液化塩素から次亜塩素酸ナトリウムへの転換を図っている。また、環境にやさしい水道づくりに向けて省エネ・省資源や新エネルギーの有効活用についても積極的に取り組んでいる。今回、三園浄水場に次亜塩素酸ナトリウム製造装置を設置するに当り、環境性、経済性、信頼性などの点から検討を行った結果、最適なシステムとして燃料電池を導入することとした。</p> <p>また、NEDOの「燃料電池フィールドテスト補助事業」の指定を受け、本システムが導入された。</p>
<b>■システムの概要</b>	<p>発電した電力について、交流出力は商用電力系統に連系され、浄水場内の動力、照明、空調に供給されている。直交変換前の直流出力はDC/DCコンバーターを介して浄水消毒用の次亜塩素酸ナトリウム製造装置で利用されている。</p> <p>排熱利用について、温水出力は排水処理における二次濃縮槽のスラッジ加温に利用されている。</p> <p>本システムの主な特徴を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池で発電する直流電力を直流のまま利用するため、エネルギーの利用効率が低い。</li> <li>・直流・交流並列供給なので、常時定格運転が可能であると同時に最大限の排熱も得られる。</li> <li>・排熱でスラリーを加温することにより、脱水効率を著しく向上させることができる。</li> </ul> <p>浄水場の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水能力 30万 m<sup>3</sup>/日</li> </ul> <p>燃料電池の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出力：200kW×1台</li> <li>・寸法：縦 3.0×横 5.5×高さ 3.0m</li> </ul>

■システムの概要  
(続き)

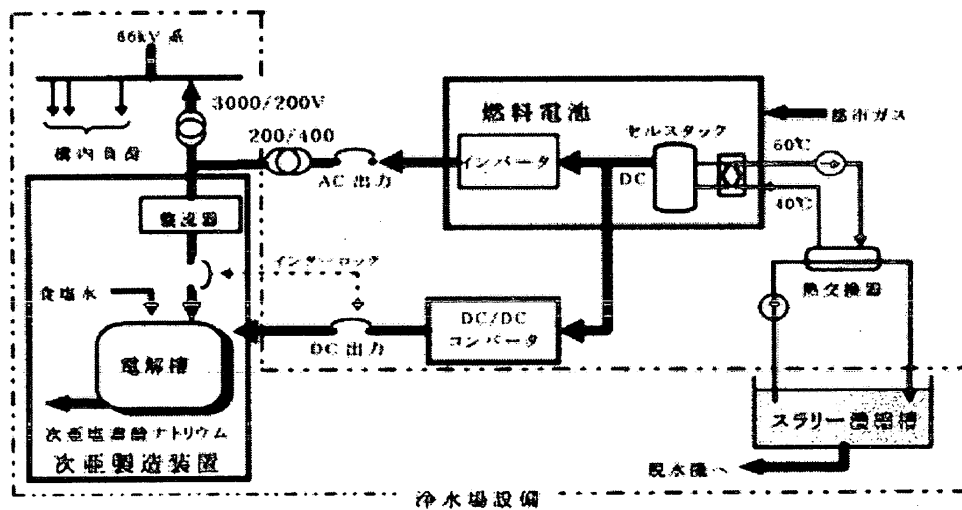
●浄水場全景



●燃料電池本体設置状況



●システム図



■システムの主な効果 (定性的効果)

本システムは直流電力および排熱を有効に利用できるため、エネルギー効率は極めて高く、また、一般的な直流電力需要への応用も可能であり、その適応分野は広い。


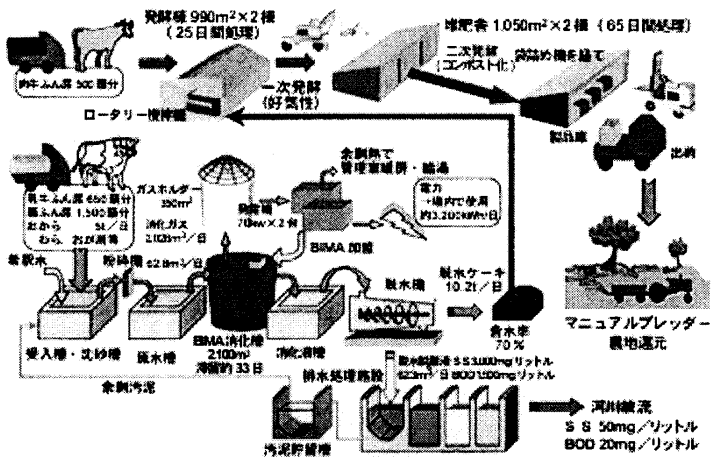
本システムの主な効果を以下に示す。

- ・受電設備の改造や契約電力を上げることなく、次亜塩素酸ナトリウム製造装置を設置できる。

<p>■システムの主な効果（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コージェネレーションとして燃料電池の排熱を有効利用することにより、CO<sub>2</sub>排出量を削減できる。</li> <li>・ コージェネレーションの中でも燃料電池を採用することにより、NO<sub>x</sub>やSO<sub>x</sub>の排出量を大幅に削減できる。</li> </ul>
<p>■経済的効果（定量的効果）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電量(1998年度実績)1,530千kWh/年 発生熱利用量(1998年度実績)262,050Mcal</li> <li>・ 冬季以外の排熱利用が今後の課題である。</li> <li>・ 複合的な設備のため、燃料電池のみの経済性を定量化するのは難しい。</li> </ul>
<p>■導入費用</p>	<p>【主要機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池：約80,000千円</li> <li>・ D/Dコンバーター：約20,000千円</li> <li>・ 設置費用：約50,000～80,000千円 *NEDOから1/3補助</li> </ul> <p>(既設の電解槽設備に後から燃料電池を接続したため、燃料電池と電解槽の距離が離れ、設置工事費が上がってしまった。)</p>
<p>■運用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きなトラブルもなく、安定した運用が行われている。</li> <li>・ 累積運転時間は、28,000時間(1999年度末)であり、リン酸型商用機では国内最長である。</li> </ul>
<p>■その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池と次亜塩素酸ナトリウム製造装置の最適なマッチングを図り、より高効率なシステムを検討中である。</li> <li>・ 上記のシステムの結果をふまえ、三園浄水場以外の東京都水道局浄水場での活用を検討していく。</li> </ul>

#### 4. 廃棄物エネルギー（バイオマス）

##### 事例 1

<p>■システムの名称 (所在地)</p>	<p>八木バイオエコロジーセンター（エネルギー再生型畜産糞尿処理システム） （京都府八木町）</p>														
<p>■導入主体</p>	<p>京都府船井郡八木町 八木町農林課</p>														
<p>■導入時期</p>	<p>1998年7月 竣工</p>														
<p>■背景及び経緯</p>	<p>八木町は畜産業が盛んで、乳牛・肉牛1,150頭、豚1,500頭を飼育する。このふん尿は、野積みによるハエ・悪臭の発生および河川汚濁が懸念されていた。従来なら、この畜産環境問題の解決のため、堆肥製造のみの施設を建設する所であるが、八木町では、ふん尿から発生するバイオガス（主成分メタン）が未利用エネルギーであることに着目し、堆肥製造施設と共にバイオガス発電も導入した。</p>														
<p>■システムの概要</p>	<p>本センターでは、メタン発酵で発生した消化ガス（バイオガス）を使って発電し、その電気と排熱の両方を使用している。</p> <p>設備の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電容量：約140kW（発電機2台合計）</li> <li>・メタン発酵槽：BIMA消化槽（無動力攪拌方式）</li> </ul> <p style="text-align: center;">●主な仕様／メタン発酵設備</p> <table border="1" data-bbox="507 1131 865 1288"> <tr> <td>運送方式</td> <td>系統運系・逆潮流なし</td> </tr> <tr> <td>消化ガス発生量</td> <td>約2,000m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>消化ガス熱量</td> <td>5,000kcal/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>メタン含有量</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>発電量</td> <td>134kW × 24時間/日</td> </tr> <tr> <td>温水発生量</td> <td>約5,000Mcal/日</td> </tr> <tr> <td>最大発電容量</td> <td>140kW</td> </tr> </table>  <p style="text-align: center;"><b>八木バイオエコロジーセンターフローシート</b></p>  <p>■システムの主な効果（定性的効果）</p> <p>バイオガスで発電してセンター内の電気を賄うと同時に、排熱を回収して発酵槽の加温や管理室の給湯・暖房に使用し、エネルギーの有効利用を図っている。また、発酵残渣は良質の堆肥として農地へ還元し、資源の有効利用を推進している。</p>	運送方式	系統運系・逆潮流なし	消化ガス発生量	約2,000m <sup>3</sup> /日	消化ガス熱量	5,000kcal/m <sup>3</sup>	メタン含有量	65%	発電量	134kW × 24時間/日	温水発生量	約5,000Mcal/日	最大発電容量	140kW
運送方式	系統運系・逆潮流なし														
消化ガス発生量	約2,000m <sup>3</sup> /日														
消化ガス熱量	5,000kcal/m <sup>3</sup>														
メタン含有量	65%														
発電量	134kW × 24時間/日														
温水発生量	約5,000Mcal/日														
最大発電容量	140kW														

<p>■経済的効果 (定量的効果)</p>	<p>八木町によると、年間約 40,000 千円の経済的効果が見込まれる。</p> <p>●堆肥販売額 (1999 年度見込み) : 34,000 千円/年 (1999 年 4 月販売開始)</p> <p>●発電量の料金換算 (推定値)</p> <p>基本料金 : 1,260 (kW) × 65 (円/kW) × 1.1 (係数) × 12 (月) = 約 1,000 千円          使用料金 ・ 11 (円/kWh) × 1.1 (係数) × 1,000 (kWh/d) × 365 (日)  <span style="float: right;">= 約 4,400 千円</span></p> <p>(係数 : 自家発補給電源契約)</p>			
<p>■導入費用</p>	<p>【施設建設費用】総額 1,091,969 千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>●メタン発電施設</p> <p>・事業費 : 568,000 千円 (国庫補助事業)</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>●堆肥化施設</p> <p>・事業費 : 523,969 千円 (国庫補助事業)</p> </td> </tr> </table>		<p>●メタン発電施設</p> <p>・事業費 : 568,000 千円 (国庫補助事業)</p>	<p>●堆肥化施設</p> <p>・事業費 : 523,969 千円 (国庫補助事業)</p>
<p>●メタン発電施設</p> <p>・事業費 : 568,000 千円 (国庫補助事業)</p>	<p>●堆肥化施設</p> <p>・事業費 : 523,969 千円 (国庫補助事業)</p>			
<p>■維持費用</p>	<p>【維持・運用費用】総額 65,850 千円/年 (1999 年度見込み)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>●メタン発電施設</p> <p>・薬品代 : 22,000 千円/年            ・電気料金 : 430 千円/年            ・エンジンメンテナンス : 5,790 千円            ・その他メンテナンス : 5,850 千円            ・消耗品 : 1,440 千円            ・労務費 : 4,490 千円            ・その他 : 2,660 千円            合計 : 42,660 千円</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>●堆肥化施設</p> <p>・燃料費 : 1,700 千円            ・電気料金 : 3,120 千円            ・袋代 : 4,400 千円            ・労務費 : 10,470 千円            ・その他 : 3,500 千円            合計 : 23,190 千円</p> </td> </tr> </table>		<p>●メタン発電施設</p> <p>・薬品代 : 22,000 千円/年            ・電気料金 : 430 千円/年            ・エンジンメンテナンス : 5,790 千円            ・その他メンテナンス : 5,850 千円            ・消耗品 : 1,440 千円            ・労務費 : 4,490 千円            ・その他 : 2,660 千円            合計 : 42,660 千円</p>	<p>●堆肥化施設</p> <p>・燃料費 : 1,700 千円            ・電気料金 : 3,120 千円            ・袋代 : 4,400 千円            ・労務費 : 10,470 千円            ・その他 : 3,500 千円            合計 : 23,190 千円</p>
<p>●メタン発電施設</p> <p>・薬品代 : 22,000 千円/年            ・電気料金 : 430 千円/年            ・エンジンメンテナンス : 5,790 千円            ・その他メンテナンス : 5,850 千円            ・消耗品 : 1,440 千円            ・労務費 : 4,490 千円            ・その他 : 2,660 千円            合計 : 42,660 千円</p>	<p>●堆肥化施設</p> <p>・燃料費 : 1,700 千円            ・電気料金 : 3,120 千円            ・袋代 : 4,400 千円            ・労務費 : 10,470 千円            ・その他 : 3,500 千円            合計 : 23,190 千円</p>			
<p>■運用状況</p>	<p>堆肥化施設は 1999 年 9 月から 100% 負荷で稼働しており、480t~500t/月と順調に稼働している。実際の販売実績は 1999 年 11 月時点で 1,500t 程度と考えられる。</p> <p>メタン発電施設から 1 日に約 1,000kWh の電力が発生するが、全てを施設内で使い切れないため、売電を予定している。</p> <p style="text-align: center;">●発電・受電の例 (1998 年 8 月 26 日)</p> <div style="text-align: center;"> </div>			

■その他	<p>堆肥化槽の液体の部分を、液肥として使えないか検討をしている。他に、予熱をハウスに使うという構想もある。</p> <p>また、近隣に建設中の下水処理場に余剰電気を売電する予定である。(2002年)</p> <p>これらの設備の採用により、環境にやさしい施設を実現できる。しかし、実際の運用ではランニングコストが高く、メタンガスをそのまま大気に出すという環境コスト(地球温暖化等環境に対する外部不経済)をどう考えるかによって本施設のような事業の評価が分かれるところである。</p>
------	---



事例 2

■システムの名 称 (所在地)	おがくずガス化発電 (三重県美杉村)
■導入主体	信栄木材
■導入時期	1988年頃 システム運用開始
■背景及び経緯	戦前の木炭燃料車をヒントに、「木炭でエンジンが動いたら、おがくずでも動くだろう」と考え、独自に研究開発を行い、システム導入に至った。
■システムの概要	<p>製材する際に発生するおがくずを燃料としているため、燃料代が必要とならず、かつ燃料の供給についての心配がない点が、本システムが一番大きな特徴である。</p> <p>本システムは、ガス発生炉・配管・エンジン・発電機・ボイラから構成される。</p> <p>エンジンは、船舶用のディーゼルエンジン(17,000cc)を改造している。250kWのディーゼルエンジンを使用しているが、おがくずガスでは70~100kWの出力が発生する。</p> <p>設備の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電容量：100kW</li> <li>・常時発電量：約50kW(製材工場の負荷需要)</li> <li>・熱電併給時の熱効率：約35%</li> <li>・エンジン用発生ガスの構成：CO 約23%、H<sub>2</sub> 13~15%</li> <li>・システムの規模：8m×10m程度の平地面積を要する</li> </ul>
■システムの主な効果(定性的効果)	<p>おがくずを燃料にした自家用発電を10年以上続けている。発電した電力で、事務所と製材所での需要の全てを賅っている。同時に、温水ボイラーにより蒸気を発生させ材木の乾燥を行っている。</p> <p>工場が20日/月程度しか稼動しないため、工場停止中は蒸気による木材乾燥のみを行っている。</p>
■経済的効果(定量的効果)	<p>基本料金相当として1,250円/kW・月×50kW×12月=750千円/年、さらに電力量料金相当として200千円/月×12月=約2,400千円/年、合計して年間約3,150千円程度の電気料金を削減する効果がある。</p> <p>ただし売電は行っていない。</p>
■導入費用	システム開発・導入時に約38,000千円の費用が投じられた。最も費用が掛かったのは発電機であった。その後も、システムの改良等で若干の費用を要している。
■維持費用	詳細なコスト算出は難しいが、主に発生する維持費用は年1回程度のエンジンのオーバーホールであり、500千円程度の費用が掛かることもある。
■運用状況	<p>大きな問題もなく、順調に稼動している。</p> <p>ガスは高温で反応処理されるため、発生する焼却灰は溶融される。残渣は、冷えて固まった溶岩のような形状となるが、発生量は非常に少ない。</p>

■その他	<p>熱利用率が約 35%と低く、改善の余地があるため、今後システムに改良を加えていく予定である。また、システムがオリジナルなため、改良を経て大がかりになっているのでシンプルな設計に組み直すことが望ましい。</p> <p>今後、同様の取り組みを考えている事業者に対しては、必要に応じてノウハウの提供を行っていきたいと考えている。</p> <p>【エンジンの改造について】</p> <p>ガソリンエンジンであればおがくずガス発電に使用できると考えるが、大排気量のガソリンエンジンが市販されていないため、市販のディーゼルエンジンに改良を施し点火装置を付けた。</p>
------	---

## 資料2 新エネルギー関連の支援制度

### 1 太陽光発電、太陽熱利用

#### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	産業等用太陽光発電フィールドテスト事業	資-22
2	商店街・商業集積活性化事業	資-22
3	地域新エネルギー導入促進事業	資-22
4	新エネルギー事業者支援事業	資-23
5	災害対応型給油所普及事業	資-23
6	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	資-23
7	先導的高効率エネルギー利用型建築物モデル事業	資-24
8	次世代都市整備推進事業	資-24
9	省資源・省エネルギー公園の整備	資-24
10	社会福祉施設等施設整備費	資-24
11	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・モデル事業（エコスクール事業）	資-24
12	私立学校エコスクール整備推進モデル事業	資-25
13	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-25

#### (2) 融資制度

	支援事業名	ページ
14	環境保全資金融資	資-25
15	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-26
16	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-26
17	環境対策（融資制度）	資-27
18	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）	資-27
19	エネルギー貸付	資-27
20	環境共生住宅割増融資	資-28

#### (3) 税制措置

	支援事業名	ページ
21	ローカルエネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-29
22	エネルギー需給構造改革投資促進税制	資-29

### 2 風力発電

#### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	地域新エネルギー導入促進事業	資-30
2	新エネルギー事業者支援事業	資-30
3	風力開発フィールドテスト事業	資-30
4	省資源・省エネルギー公園の整備	資-31
5	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・モデル事業（エコスクール事業）	資-31
6	私立学校エコスクール整備推進モデル事業	資-31
7	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-31

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
8	環境保全資金融資	資-32
9	地域エネルギー-開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-32
10	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-33
11	環境対策(融資制度)	資-33
12	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）	資-34
13	エネルギー-貸付	資-34

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
14	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-34
15	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-35

3 廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造(RDF)、バイオマス

(1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	地域新エネルギー-導入促進事業	資-36
2	新エネルギー-事業者支援事業	資-36
3	廃棄物発電開発費補助事業	資-36
4	先導的高効率エネルギー-利用型建築物エネルギー事業	資-37
5	省資源・省エネルギー-公園の整備	資-37
6	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-37

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
7	環境保全資金融資	資-38
8	地域エネルギー-開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-38
9	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-39
10	環境対策(融資制度)	資-39
11	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）	資-40
12	エネルギー-貸付	資-40

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
13	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	資-40
14	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-41

## 4 クリーンエネルギー自動車

### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	クリーンエネルギー-自動車普及事業	資-42
2	地域新エネルギー-導入促進事業	資-42
3	クリーンエネルギー-自動車普及基盤整備事業費補助[エコ・ステーション2000計画]	資-42
4	先駆的低公害車実用評価事業	資-43
5	トラックに対する低公害車導入促進事業	資-43
6	運輸事業振興助成交付金制度	資-43
7	低公害車の導入に係わる地方交付税及び地方債による財源措置	資-43
8	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-44
9	公害健康被害補償予防協会の環境改善事業	資-44
10	低公害車普及推進事業費補助	資-44

### (2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-45
12	環境対策(融資制度)	資-45
13	石油代替エネルギー-資金(エネルギー-貸付)	資-45
14	エネルギー-貸付	資-46

### (3) 税制措置

	支援事業名	ページ
15	エネルギー-需給構造改革投資促進税制	資-46
16	低公害車用燃料供給設備の固定資産税の軽減	資-46
17	低公害車に係る自動車取得税の軽減措置	資-46
18	地価税	資-47
19	特別土地保有税の非課税制度	資-47
20	法人税	資-47

## 5 コージェネレーション、燃料電池

### (1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	先導的エネルギー-使用合理化設備導入モデル事業	資-48
2	地域新エネルギー-導入促進事業	資-48
3	新エネルギー-事業者支援事業	資-48
4	災害対応型給油所普及事業	資-49
5	先導的高効率エネルギー-利用型建築物モデル事業	資-49
6	次世代都市整備推進事業	資-49
7	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパイロット・モデル事業(エコ・スクール事業)	資-49
8	私立学校エコ・スクール整備推進モデル事業	資-49
9	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業	資-50

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-50
12	地域エネルギー・開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-51
13	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-51
14	環境対策(融資制度)	資-52
15	石油代替エネルギー・資金（エネルギー・貸付）	資-52
16	省エネルギー・資金（環境対策貸付）	資-53
17	エネルギー・貸付	資-53

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
18	エネルギー・需給構造改革投資促進税制	資-54

## 6 その他

(1) 補助事業

	支援事業名	ページ
1	商店街・商業集積活性化事業	資-55
2	地域新エネルギー・導入促進事業	資-55
3	新エネルギー・事業者支援事業	資-56
4	地域新エネルギー・ビジョン等策定事業	資-56
5	新エネルギー・導入アトバイリ事業	資-56
6	先導的高効率エネルギー・利用型建築物エネルギー事業	資-57
7	次世代都市整備推進事業	資-57
8	熱利用下水道モデル事業	資-57
9	省資源・省エネルギー・公園の整備	資-57
10	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業	資-58

(2) 融資制度

	支援事業名	ページ
11	環境保全資金融資	資-58
12	地域エネルギー・開発利用事業及び発電事業普及促進融資	資-59
13	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	資-59
14	環境対策(融資制度)	資-60
15	石油代替エネルギー・資金（エネルギー・貸付）	資-60
16	エネルギー・貸付	資-60

(3) 税制措置

	支援事業名	ページ
17	エネルギー・需給構造改革投資促進税制	資-61

記載内容は、平成12年3月の調査によるものである。

# 1 太陽光発電、太陽熱利用

## (1) 補助事業

支援制度名	産業等用太陽光発電フィールドテスト事業	
対象となる新エネルギーの種類等	①標準化推進型 10kW単位の標準ユニットを組み合わせた太陽光発電システムの導入（20kW以上が望ましい） ②新形態利用型 薄膜型太陽電池等の新技術を適用したシステム（原則10kW以上） 屋根、壁面等を利用のため、建材一体型太陽電池等の新技術を適用したシステムの導入（原則10kW以上） 【募集時期】 2月～3月頃	
対象者	民間事業者、地方公共団体含む各種団体等	
補助率等	1/2（防災型は2/3）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入普及事業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9406

支援制度名	商店街・商業集積活性化事業	
対象となる新エネルギーの種類等	アークド、駐車場、コミュニティホール等への太陽光発電などの新エネルギーの導入	
対象者	商店街振興組合、事業協同組合、街づくり会社等	
補助率	①中心市街地における施設整備 ・商店街・商業集積活性化事業 市町村が1/2以上出資した中小第三セクター：1/2（限度額7.5億円） 市町村が1/4以上出資した中小第三セクター・TMO：1/3（限度額5億円） TMO・商店街振興組合連合会：1/3（限度額4億円） 商店街振興組合等：1/4（限度額3億円） ・商業・サービス業集積関連施設整備事業 地方公共団体・一定の第三セクター（地方公共団体が資本金の過半を出資した第三セクター）：1/2 第三セクター：1/4 ②その他の地域における施設整備 ・商店街・商業集積活性化事業 商店街振興組合、第三セクター：1/4（限度額1.5億円、パサージュ事業2億円）	
問合せ先	通商産業省中小企業庁 小規模企業部小売商業課	TEL.03-3501-1511(代)

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業 ①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱 ④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電 ⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車 ⑪省エネルギー普及事業 ・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間） 【募集時期】 3月～4月頃	
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとするものを含む）	
補助率等	①補助金 1/3 以内 ②債務保証 対象比率 90%(新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施) ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	災害対応型給油所普及事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、コージェネレーション発電設備の導入	
対象者	揮発油販売業者等	
補助率等	太陽光発電設備：1/3（上限1,733万3,000円/1ヶ所） コージェネレーション設備：1/5（上限500万円/1ヶ所）	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 石油部流通課 中部通商産業局 資源エネルギー部石油課	TEL.03-3501-1320 TEL.052-951-2781

支援制度名	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	
対象となる新エネルギーの種類等	住宅用太陽光発電システム（自由宅の屋根等に設置し余剰電力を電力会社に販売するもので10kW未満の太陽光発電システム） 【募集時期】 一般住宅用5月～翌1月、地方公共団体協力応募用5月～9月	
対象者	①一般住宅用（一般用）：住宅用太陽光発電システムを設置する者 ②一般住宅用（建売用）：住宅用太陽光発電システム付き建売住宅を購入する者（応募は建売住宅供給者等が行う） ③地方公共団体協力応募用：区域内で住宅用太陽光発電システムを設置・購入する者（応募は地方公共団体が行う）	
補助率等	1kW当たり27万円	
問合せ先	（財）新エネルギー財団（NEF）導入促進本部太陽光発電部	TEL.03-5275-9823



支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥コージェネレーションシステム	
対象者	地方公共団体及び民間事業者等	
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 通商産業省 生活産業局住宅産業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパワート事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：コージェネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等	
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等	
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）	
問合せ先	建設省 都市局区画整理課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	省資源・省エネルギー公園の整備	
対象となる新エネルギーの種類等	エネルギーの有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギーを利用したシステムの導入	
対象者	地方公共団体、第三者等	
補助率等	施設：1/2 用地：1/3	
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	社会福祉施設等施設整備費	
対象となる新エネルギーの種類等	特別養護老人ホーム、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害児施設、肢体不自由児施設（入院治療部門）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設等へのソーラーシステムの導入	
対象者	都道府県、指定都市、中核市、市町村、社会福祉法人等	
補助率等	1/2	
問合せ先	厚生省 社会・援護局施設人材課	TEL.03-3503-1711(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパワートエネルギー事業（エクスール事業）	
対象となる新エネルギーの種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギーの導入	
対象者	地方自治体	
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2以内（新增築）、1/3以内（改築・大規模改修）	
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校ITスキル整備推進IT事業	
対象となる新エネルギーの種類等	私立の高等学校、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギーの導入	
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を経営する学校法人	
補助率等	1/3 以内（原則として、1校あたり1千万円以上2億円以下）	
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	地球温暖化対策地域推進IT事業費等補助事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>	
対象者	地方公共団体	
補助率等	1/2 以内	
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課	TEL.03-3581-3351

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資	
対象となる新エネルギーの種類等	<p>中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業</p> <p>RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入</p> <p>温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）</p>	
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合	
貸付条件等	<p>貸付限度額</p> <p>1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円</p> <p>利率（年利）</p> <p>貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0%</p> <p>保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする</p> <p>貸付期間</p> <p>設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む）</p> <p>運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）</p>	
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課	TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 (地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業) ②地域エネルギー開発利用発電事業 (風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業) 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利((契約時の借入金利)÷2)% (ただし、3%を上限) 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金(環境保全型農業推進)
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合(①に掲げる者へ転貸する場合に限る)
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額(注1)の80%〔「特認」(注2)0.9〕に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%〔「特認」0.9〕に相当する額 ii 個人3500万円〔「特認」1億円〕、法人7000万円〔「特認」3億円〕 ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額(ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用) i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%(2000年3月末現在) 償還期限 15年以内(据置3年以内) (注1)貸付対象事業費-国庫補助金 (注2)「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60% 以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)

支援制度名	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギーを供給する者 【その他の条件】 ・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下 ・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 TEL.03-3270-1282 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200 万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15 年以内、(据置期間 2 年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

支援制度名	環境共生住宅割増融資
対象となる新エネルギーの種類等	<p>住宅金融公庫の融資をうける住宅建設</p> <p>①省エネルギー-住宅工事（次世代型） 屋根または天井、壁、床に断熱材を入れ、開口部に二重サッシを施工するとともに、気密性を確保すること等により省エネルギー-工事（一般型）と比較して、より高い省エネルギー-性能<sup>(注1)</sup>を有する住宅とする工事</p> <p>②省エネルギー-住宅工事（パッシブ型）<sup>(注2)</sup> 太陽光エネルギー-利用率が30%以上であることを確認された、パッシブソーラーシステム（公庫公認番号が付与されたもの）を設置する工事</p> <p>③省エネルギー-住宅工事（一般型）<sup>(注3)</sup> 公庫の定めた一定の断熱基準<sup>(注4)</sup>に適合するよう、屋根または天井、壁、床に断熱材を入れ、開口部に二重サッシを施工する工事</p> <p>④太陽光発電設備設置工事 一定の省エネルギー-性能を有することが確認された太陽光発電設備（公庫確認番号が付与されたもの）を設置する工事</p> <p>⑤暖冷房・給湯設備設置工事 一定の省エネルギー-性能を有することが確認された暖房設備及び給湯設備（公庫確認番号が付与されたもの）を設置する工事（換気設備が加わると融資が増額）</p> <p>（注1）「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する建築主の判断基準」（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）または「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する設計及び施工の指針」（平成11年建設省告示第998号）等に定める省エネルギー-性能</p> <p>（注2）1998年度までの「自然エネルギー-活用住宅工事」（太陽光発電のみのシステムは除く）と同じ</p> <p>（注3）1998年度までの「省エネルギー-断熱工事」と同じ</p> <p>（注4）「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する建築主の判断基準」（平成4年通商産業省・建設省告示第2号）または「住宅に係るエネルギー-の使用合理化に関する設計及び施工の指針」（平成4年建設省告示第451号）等に定める基準</p>
対象者	個人
貸付条件等	<p>住宅金融公庫が定める省エネルギー-住宅工事を行う場合には、通常の融資に加えて融資額が加算される</p> <p>①省エネルギー-住宅工事（次世代型）：250万円</p> <p>②省エネルギー-住宅工事（パッシブ型）：150万円</p> <p>③省エネルギー-住宅工事（一般）：100万円<sup>(注5)</sup></p> <p>④太陽光発電設備設置工事：300万円</p> <p>⑤暖冷房・給湯設備設置工事：150万円 暖冷房・給湯・換気設備設置工事：200万円</p> <p>（注5）三重県では開口部工事を行わない場合でも割増融資（50万円）を受けられる その他融資条件（貸付期間・利率等）は、通常の融資に準拠（相談の上決定）</p>
問合せ先	住宅金融公庫 TEL.03-5800-8000

(3) 税制措置

支援制度名	ロ-加エネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー-需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー-有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー-設備など代替エネルギー-関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー-関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー-利用型自動車、石油代替エネルギー-利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ-、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

## 2 風力発電

### (1) 補助事業

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業</li> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩グリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間）</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775  TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%（新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施） ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775  TEL.03-3987-9367

支援制度名	風力開発フィールドテスト事業	
対象となる新エネルギーの種類等	風力発電の共同研究 風力発電設備の設置による運転データ等の収集・分析を、NEDOと設置者（共同研究事業者）とが共同研究 【募集時期】 風況精査：4月～6月頃 システム設計：4月～7月頃 実機設置・運転研究：4月～6月頃	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率	風況精査100%、システム設計・実機設置・運転研究1/2	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	TEL.052-951-2775 導入普及事業課 TEL.03-3987-9406

支援制度名	省資源・省エネルギー-公園の整備
対象となる新エネルギー-の種類等	エネルギー-の有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギー-を利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三者等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパブリック・モデル事業（エコスクール事業）
対象となる新エネルギー-の種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギー-の導入
対象者	地方自治体
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2 以内（新增築）、1/3 以内（改築・大規模改修）
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 TEL.03-3581-4211(代) 通商産業省資源エネルギー-庁 石炭・新エネルギー-部新エネルギー-対策課 TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校エコスクール整備推進モデル事業
対象となる新エネルギー-の種類等	私立の高等学校、、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギー-の導入
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を経営する学校法人
補助率等	1/3 以内（原則として、1校あたり1千万円以上2億円以下）
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 TEL.03-3581-4211(代) 通商産業省資源エネルギー-庁 石炭・新エネルギー-部新エネルギー-対策課 TEL.03-3501-4031

支援制度名	地球温暖化対策地域推進モデル事業費等補助事業
対象となる新エネルギー-の種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351



(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 <span style="float: right;">TEL.059-224-2435</span>

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業） ②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業） 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三者、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 <span style="float: right;">TEL.03-5275-9823</span>

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額 <sup>(注1)</sup> の80%（「特認」 <sup>(注2)</sup> 0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人3500万円（「特認」1億円）、法人7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  (注1) 貸付対象事業費－国庫補助金 (注2) 「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタノール自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉍さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用効率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 TEL.03-3270-1282 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### (3) 税制措置

支援制度名	ロ-カルエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

### 3 廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造(RDF)、バイオマス

#### (1) 補助事業

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業</li> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩グリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間）</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三者（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%（新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施） ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子 設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	廃棄物発電開発費補助事業	
対象となる新エネルギーの種類等	廃棄物発電の導入	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率等	500kW未満：補助対象経費の10%以内 500kW以上：補助対象経費の5%以内	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 公益事業部電力技術課開発振興室 中部通商産業局 資源エネルギー部発電課	TEL.03-3501-1511 TEL.052-951-2816

支援制度名	先導的高効率エネルギー-利用型建築物エネルギー事業
対象となる新エネルギー-の種類等	以下に示すエネルギー-効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギー-が見込まれる場合 ①太陽エネルギー-利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥コージェネレーションシステム
対象者	地方公共団体及び民間事業者等
補助率等	エネルギー-効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 TEL.052-951-2775 通商産業省 生活産業局住宅産業課 TEL.03-3501-9255

支援制度名	省資源・省エネルギー-公園の整備
対象となる新エネルギー-の種類等	エネルギー-の有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギー-を利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三セクター等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギー-の種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力をを行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

(2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 <span style="float: right;">TEL.059-224-2435</span>

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオ等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業） ②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業） 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 <span style="float: right;">TEL.03-5275-9823</span>

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であつて、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額（注1）の80%（「特認」 <sup>（注2）</sup> 0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人 3500万円（「特認」1億円）、法人 7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  （注1）貸付対象事業費－国庫補助金 （注2）「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、燃料自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コジェネ設備（一次エネルギー利用効率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)



支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 中小企業融資公庫 各支店 TEL.03-3270-1282

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギー-の種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### （3） 税制措置

支援制度名	ロ-カエネルギー-利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電設備、太陽熱利用冷温熱装置、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置、風力発電設備、廃棄物発電設備 取得価格が540万円（1999年度より）以上のもの
対象者	個人、法人
概要	固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税が対象となる なお、本制度とエネルギー-需給構造改革投資促進税制は同時に適用することができる 毎年1月の償却資産の申告時に申告する 固定資産税の課税標準額が5/6に減額となる 他の課税標準の特例制度と同時に該当する場合は、軽減率の小さいほうを適用する
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	エネルギー供給構造改革投資促進税制
対象となる 新エネルギーの 種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

## 4 クリーンエネルギー自動車

### (1) 補助事業

支援制度名	クリーンエネルギー自動車普及事業
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車（ハイブリッド車を含む）、天然ガス自動車、燃料電池自動車、及び燃料供給施設の設置の導入 【募集時期】 7月頃
対象者	（自動車） 地方公共団体及び法人 クリーンエネルギー自動車を業務用として常時利用するユーザー （燃料供給設備） 自家用として天然ガス充填設備を設置する者（自家用） 燃料供給事業を行う者（事業用：イコステーション）
補助率等	（自動車） 通常車両との価格差の1/2以下 （燃料供給設備） 自家用：2/3 事業用：定額 （充電スタンド 3,000万円、天然ガススタンド 9,000万円、燃料スタンド 2,000万円）
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.03-3587-9367

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業
対象となる新エネルギーの種類等	・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業 ①太陽光発電（原則としてシステム出力150kW以上） ②風力発電 ③太陽熱 ④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電 ⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車 ⑪省エネルギー普及事業 ・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大4年間） 【募集時期】 3月～4月頃
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業
補助率等	導入事業：1/2以内 普及啓発事業：定額（限度額2000万円）
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	クリーンエネルギー自動車普及基盤整備事業費補助【イコステーション2000計画】
対象となる新エネルギーの種類等	クリーンエネルギー自動車のための充電・充填設備の整備
対象者	サービスステーション（SS）設置者
補助率等	設置費：電気自動車用充電設備 3000万円/カ所 天然ガス自動車用充填設備 9000万円/カ所 燃料電池自動車用充填設備 2000万円/カ所 ディーゼル代替LPガス自動車用充填設備充電設備 5900万円/カ所 運営費：各種設備共通(3年間)約200万円/カ所/年 改造費：電気自動車用充電設備 1100万円/カ所 天然ガス自動車用充填設備 1700万円/カ所 燃料電池自動車用充填設備 700万円/カ所
問合せ先	(財)イコステーション推進協会 TEL.03-3238-7101

支援制度名	先駆的低公害車実用評価事業		
対象となる新エネルギーの種類等	型式認定取得後間もない低公害車		
対象者	流通業、トラック事業、バス事業、タクシー事業、レンタカー事業等		
補助率等	車両価格の1/4		
問合せ先	運輸省 自動車交通局	技術安全保安・環境課 企画課	TEL. 03-3580-3111 (内線 6593) TEL. 03-3580-3111 (内線 6336)

支援制度名	トラックに対する低公害車導入促進事業		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車（電気、天然ガス、メタンル、ハイブリッド） 低公害車用燃料供給施設（メタンル）		
対象者	トラック協会会員である貨物自動車運送事業者		
補助率等	車両（リース）：リース料の1/2以内 （地方公共団体の補助がある場合は調整） （購入）：改造費相当額の1/2以内及びバス車両価格の一部 燃料供給施設（都道府県トラック協会が設置する場合） ：設置費の4/5以内 （トラック事業者が設置する場合） ：設置費の1/10以内		
問合せ先	（社）全日本トラック協会 運輸低公害車普及機構		TEL. 03-5323-7109(代) TEL. 03-3359-8461

支援制度名	運輸事業振興助成交付金制度		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車の導入		
対象者	地方トラック協会に所属する会員		
補助率等	予算の範囲内（軽油の使用実績に応じて財源が決まる）		
問合せ先	自治省 税務局府県税課 （社）全日本トラック協会		TEL. 03-5574-7250 TEL. 03-5323-7109(代)

支援制度名	低公害車の導入に係わる地方交付税及び地方債による財源措置		
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車の導入（塵芥車、公営バス）		
対象者	地方公共団体		
補助率等	塵芥車 廃棄物処理施設整備事業債（充当率100%）を許可し、該当経費のうち一般車よりも増嵩する経費見合分に対し特別交付税措置を実施 公営バス 一般交通事業債（充当率100%）を許可し、経費の増加分に対して一般会計で負担し、一般会計に対して特別交付税措置を実施		
問合せ先	（塵芥車）自治省 自治大臣官房企画室 （公営バス）自治省 公営企業第一課交通事業係		TEL. 03-5574-7216 TEL. 03-5574-7241

支援制度名	地球温暖化対策地域推進型事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

支援制度名	公害健康被害補償予防協会の環境改善事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>地方公共団体が行う、大気汚染の影響による健康被害を防止するために必要な事業</p> <p>①低公害車普及事業 主として対象地域（公健法の旧第1種地域）を走行する自動車に地方公共団体が低公害車を導入（購入またはリース）する際に要する費用の一部を助成</p> <p>②低公害車普及助成事業 主として対象地域を走行する自動車に民間事業者が低公害車を導入する際の費用の一部を地方公共団体が助成する場合、その助成に要する費用の一部を助成</p>
対象者	公害健康被害の補償等に関する法律の旧第1種地域を中心とする地方公共団体（四日市市、楠町他）
補助率等	<p>①普及事業：購入費、リース料を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、ハイブリッド自動車：車種別定額</li> <li>・天然ガス自動車：リース料の1/2</li> <li>・メタン自動車：車種別定額（リース料）</li> <li>・メタンスタント：定額</li> </ul> <p>②普及助成事業：地方公共団体が民間事業者に助成する場合、その一部（①の1/2）を補助</p>
問合せ先	環境庁 公害健康被害補償予防協会基金事業部助成課 TEL.03-3586-1531

支援制度名	低公害車普及推進事業費補助
対象となる新エネルギーの種類等	低公害車（電気、天然ガス、メタン、ハイブリッド）の5台以上の集中導入燃料等供給施設（充電、天然ガス、メタン）の設置
対象者	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO <sub>x</sub> 総量削減法）で定める特定地域または公害防止計画地域を有する地方公共団体
補助率等	低公害車への改造費：1/2 各低公害車への燃料等供給施設の施設費：1/2
問合せ先	環境庁 大気保全局自動車環境対策第一課 TEL.03-5521-8301

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 TEL.059-224-2435

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力150kW以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力50kW以上の燃料電池）、風力発電（出力800kW以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、燃料自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鋳さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用効率60%以上かつ出力50kW以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 TEL.03-3270-3211(代)

支援制度名	石油代替エネルギー資金（エネルギー貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギーを供給する者 【その他の条件】 ・資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 ・小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として2.0%（4年目以降は2.1%）または2.1%、特定の設備の取得資金については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 TEL.03-3270-1282 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、(据置期間 2年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

### (3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） (うち新エネルギー関連設備) 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラ、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

支援制度名	低公害車用燃料供給設備の固定資産税の軽減
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備について、固定資産税の課税標準額の特別措置を適用 設置年度から3年間課税標準額が2/3に減額
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	低公害車に係る自動車取得税率の軽減措置
対象となる新エネルギーの種類	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車等低公害車
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車を対象として自動車取得税を標準税額より2.7%軽減 (税率) 営業用・軽自動車：3%→0.3% 自家用：5%→2.3%
問合せ先	県税事務所

支援制度名	地価税
対象となる新エネルギーの種類等	電気、燃料、天然ガスのスタンドの用の供する土地
対象者	個人、法人
概要	課税価額を 1/2 とする特例措置
問合せ先	税務署

支援制度名	特別土地保有税の非課税制度
対象となる新エネルギーの種類等	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備
対象者	個人、法人
概要	電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車用燃料(電気)供給設備について、特別土地保有税を非課税とする
問合せ先	市役所、役場

支援制度名	法人税
対象となる新エネルギーの種類等	①低公害車の導入及びこれらに係る燃料供給施設の設置 ②特定自動車排出基準非適合車を基準適合車に取替える
対象者	法人
概要	①低公害車(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料自動車、圧縮天然ガス自動車)の普及促進を図るため、これらの低公害車を購入する場合及びこれらに係る燃料供給施設を設置する場合、特別償却又は税額控除の特例措置を適用する ②「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NO <sub>x</sub> 総量削減法)で定める特定地域において、特定自動車排出基準非適合車を基準適合車に取替える場合、特別償却又は税額控除の特例措置を適用する ・法人税特別償却 30/100 ・法人税税額控除 7/100
問合せ先	税務署



## 5 コージェネレーション、燃料電池

### (1) 補助事業

支援制度名	先導的エネルギー-使用合理化設備導入モデル事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	ガス-ヒ-ン導入やコ-ジェネレーションシステム等の高効率型システムの導入	
対象者	民間事業者等(これまで相当程度省エネ努力を行ってきた工場・事業所)	
補助率等	1/3 以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	地域新エネルギー-導入促進事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー-導入事業または省エネルギー-普及事業</li> <li>①太陽光発電 (原則としてシステム出力 150kW 以上) ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー- ⑤天然ガスコ-ジェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー-自動車</li> <li>⑪省エネルギー-普及事業</li> <li>・新エネルギー-導入促進普及啓発事業または省エネルギー-普及促進普及啓発事業 (最大 4 年間)</li> </ul> <p>【募集時期】 3月～4月頃</p>	
対象者	地方公共団体、第三セクター (地方公共団体の出資比率が 25%以上)、地方公共団体自らの負担を伴う事業	
補助率等	導入事業：1/2 以内 普及啓発事業：定額 (限度額 2000 万円)	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	新エネルギー-事業者支援事業	
対象となる新エネルギー-の種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー-、天然ガスコ-ジェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造	
	<p>【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃</p>	
対象者	民間事業者等 (今後、法人を設立しようとする者を含む)	
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金 1/3 以内</li> <li>②債務保証 対象比率 90%(新エネルギー-・産業技術総合開発機構により実施)</li> <li>③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として 1 企業当たり 50～4000 万円、貸付率は 1/2 以内、利率は無利子設備貸付 一般設備は 100～3500 万円、ハイテク・情報機器等設備は 1500～6000 万円、 設備貸与の割賦：貸与損料 2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7 年以内</li> </ul>	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー-部エネルギー-対策課 新エネルギー-・産業技術総合開発機構 (NEDO) 新エネルギー-導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	災害対応型給油所普及事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電設備、コージェネレーション発電設備の導入	
対象者	揮発油販売業者等	
補助率等	太陽光発電設備：1/3（上限 1,733 万 3,000 円/1ヶ所） コージェネレーション設備：1/5（上限 500 万円/1ヶ所）	
問合せ先	通商産業省資源エネルギー庁 石油部流通課 中部通商産業局 資源エネルギー部石油課	TEL.03-3501-1320 TEL.052-951-2781

支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね 30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥コージェネレーションシステム	
対象者	地方公共団体及び民間事業者等	
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の 1/3	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 通商産業省 生活産業局住宅産業課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業	
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパワロフト事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：コージェネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等	
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等	
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の 1/2 以内かつ対象事業費の 1/3 以内）	
問合せ先	建設省 都市局区画整理課	TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	環境を考慮した学校施設の整備推進に関するパワロフト・モデル事業（エコスクール事業）	
対象となる新エネルギーの種類等	公立学校施設での太陽光発電等の新エネルギーの導入	
対象者	地方自治体	
補助率等	調査研究経費：定額 建物等の整備費：1/2 以内（新增築）、1/3 以内（改築・大規模改修）	
問合せ先	文部省 大臣官房文教施設部指導課・教育助成局施設助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	私立学校エコスクール整備推進エネルギー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	私立の高等学校、中学校、小学校及び盲・聾・養護学校での新エネルギーの導入	
対象者	私立小学校、中学校、高等学校を運営する学校法人	
補助率等	1/3 以内（原則として、1校あたり 1 千万円以上 2 億円以下）	
問合せ先	文部省 高等教育局私学部私学助成課 通商産業省資源エネルギー庁 石炭・新エネルギー部新エネルギー対策課	TEL.03-3581-4211(代) TEL.03-3501-4031

支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	<p>①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業</p> <p>②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業</p> <p>③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業</p> <p>④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業</p> <p>⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業</p> <p>⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業</p>
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	<p>中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業</p> <p>RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）の購入</p> <p>温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）</p>
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	<p>貸付限度額</p> <p>1 企業・組合：5,000 万円、ただし運転資金は 1,000 万円</p> <p>利率（年利）</p> <p>貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は 2.0%</p> <p>保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000 年 4 月 1 日～2001 年 3 月 31 日までの間は 0.66%とする</p> <p>貸付期間</p> <p>設備資金：10 年以内（据置時期 1 年以内を含む）</p> <p>運転資金：5 年以内（据置時期 6 か月以内を含む）</p>
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業） ②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業） 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本支店で受け付ける	
対象者	地方公共団体、第三セクター、民間事業者、組合等	
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金	
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部	TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）	
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等	
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）	
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額（注1）の80%（「特認」（注2）0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人3500万円（「特認」1億円）、法人7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  （注1）貸付対象事業費－国庫補助金 （注2）「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画	
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部	TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉱さい、汚泥、ガス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む）、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60% 以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 <span style="float: right;">TEL.03-3270-3211(代)</span>

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギー-を使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギー-を使用するために必要な設備を設置する者</li> <li>・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギー-を供給する者</li> </ul> 【その他の条件】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業</li> <li>・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下</li> <li>・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下</li> </ul>
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 <span style="float: right;">TEL.03-3270-1282</span> 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	省エネルギー資金（環境対策貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	コージェネレーションシステム等の導入
対象者	①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 ②エネルギー等の仕様の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく認定計画を実施するために必要な設備の導入を行う者 ③旧式汎用エネルギー消費設備の更新等を行うもの 【その他の条件】 資本金1億円以下、従業員300人以下の中小企業 卸売業は、資本金3000万円以下か従業員100人以下 小売業・サービス業は、資本金1000万円以下か従業員50人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 貸付利率 基準利率2.2% ただし、2億7千万円を限度として ①については2.1% ②については2.0% ③については2.0% 貸付期間 15年以内（据置時期2年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 中小企業融資公庫 各支店 TEL.03-3270-1282

支援制度名	エネルギー貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 （金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15年以内、（据置期間 2年以内）
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

(3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用装置、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

## 6 その他

### (1) 補助事業

支援制度名	商店街・商業集積活性化事業
対象となる新エネルギーの種類等	アークド、駐車場、コミュニティ・ホール等への太陽光発電などの新エネルギーの導入
対象者	商店街振興組合、事業協同組合、街づくり会社等
補助率	<p>①中心市街地における施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街・商業集積活性化事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が 1/2 以上出資した中小第三セクター：1/2（限度額 7.5 億円）</li> <li>市町村が 1/4 以上出資した中小第三セクター・TMO：1/3（限度額 5 億円）</li> <li>TMO・商店街振興組合連合会：1/3（限度額 4 億円）</li> <li>商店街振興組合等：1/4（限度額 3 億円）</li> </ul> </li> <li>・商業・サービス業集積関連施設整備事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体・一定の第三セクター（地方公共団体が資本金の過半を出資した第三セクター）：1/2</li> <li>第三セクター：1/4</li> </ul> </li> </ul> <p>②その他の地域における施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街・商業集積活性化事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>商店街振興組合、第三セクター：1/4（限度額 1.5 億円、ハサージュ事業 2 億円）</li> </ul> </li> </ul>
問合せ先	通商産業省中小企業庁 小規模企業部小売商業課 TEL.03-3501-1511(代)

支援制度名	地域新エネルギー導入促進事業
対象となる新エネルギーの種類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー導入事業または省エネルギー普及事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>①太陽光発電（原則としてシステム出力 150kW 以上） ②風力発電 ③太陽熱</li> <li>④温度差エネルギー ⑤天然ガスコージェネレーション ⑥燃料電池 ⑦廃棄物発電</li> <li>⑧廃棄物熱利用 ⑨廃棄物燃料製造 ⑩クリーンエネルギー自動車</li> <li>⑪省エネルギー普及事業</li> </ul> </li> <li>・新エネルギー導入促進普及啓発事業または省エネルギー普及促進普及啓発事業（最大 4 年間）</li> </ul> <p>【募集時期】 3 月～4 月頃</p>
対象者	地方公共団体、第三セクター（地方公共団体の出資比率が 25%以上）、地方公共団体自らの負担を伴う事業
補助率等	<p>導入事業：1/2 以内</p> <p>普及啓発事業：定額（限度額 2000 万円）</p>
問合せ先	<p>中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 TEL.052-951-2775</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課 TEL.03-3987-9367</p>



支援制度名	新エネルギー事業者支援事業	
対象となる新エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電の導入、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造 【募集時期】 計画認定：随時 補助金申請：3月～4月頃	
対象者	民間事業者等（今後、法人を設立しようとする者を含む）	
補助率等	①補助金 1/3以内 ②債務保証 対象比率90%(新エネルギー・産業技術総合開発機構により実施) ③中小企業設備近代化資金の貸付及び償還時期の特例 設備近代化資金貸付 原則として1企業当たり50～4000万円、貸付率は1/2以内、利率は無利子 設備貸付 一般設備は100～3500万円、IT・情報機器等設備は1500～6000万円、 設備貸与の割賦：貸与損料2.75～3.25%/年、リース：5.5%/年程度 償還時期：7年以内	
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.052-951-2775 TEL.03-3987-9367

支援制度名	地域新エネルギービジョン等策定事業	
対象となる新エネルギーの種類等	地域新エネルギー・省エネルギービジョンの初期段階調査及び策定調査 【募集時期】 3月～4月頃	
対象者	地方公共団体または地方公共団体の出資に係る法人	
補助率等	定額（100%）	
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課 中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課	TEL.03-3987-9367 TEL.052-951-2775

支援制度名	新エネルギー導入アドバイザー事業	
対象となる新エネルギーの種類等	新エネルギー技術や導入に関する情報提供や、導入可能な新エネルギーの紹介・導入システムに関する助言等新エネルギー技術を有効に活用できるようにアドバイザーを行う ①各種説明会の開催 新エネルギーの技術開発の現状、導入事例、助成措置等を紹介する説明会や開催 ②相談業務 一般的な新エネルギーに関する情報提供、導入事例等の紹介 具体的な導入構想に対し、個別のニーズに応じて必要な情報の提供 ③専門家の派遣 各種プロジェクト（都市開発、地域開発、熱供給事業等）に対し、構想の計画の内容に応じて、新エネルギー及び省エネルギー技術を有効に活用できるよう体系的にアドバイザーする（技術アドバイザー、可能性調査への協力、支援制度の紹介、制度手続等の助言等）	
対象者	地方公共団体、民間事業者等	
補助率等	-	
問合せ先	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー導入促進部導入企画課	TEL.03-3987-9367

支援制度名	先導的高効率エネルギー利用型建築物エネルギー事業
対象となる新エネルギーの種類等	以下に示すエネルギー効率化技術を単独、あるいは複合させて導入した建築物において、当該技術の導入によって概ね30%以上の省エネルギーが見込まれる場合 ①太陽エネルギー利用：太陽電池システム、太陽熱温水器、アクティブソーラーシステム、パッシブソーラーシステム、その他 ②太陽熱回収利用 ③排熱回収技術 ④地下水熱・土壌熱利用 ⑤廃棄物熱利用 ⑥ジョージェネレーションシステム
対象者	地方公共団体及び民間事業者等
補助率等	エネルギー効率化技術の導入に要する経費（工事費等含む）の1/3
問合せ先	中部通商産業局 資源エネルギー部エネルギー対策課 TEL.052-951-2775 通商産業省 生活産業局住宅産業課 TEL.03-3501-9255

支援制度名	次世代都市整備推進事業
対象となる新エネルギーの種類等	都市機能が集積しているかまたは集積が見込まれており、次世代都市のためのパイロット事業の実施効果が見込まれる都市に対する、以下の新エネルギーシステムの導入 ①自然エネルギー活用システム：太陽光等の自然エネルギーを収集、運搬、制御することにより都市のエネルギーとして活用するシステム ②都市エネルギー活用システム：ジョージェネレーション、地下鉄発熱等の有効利用等
対象者	地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団等
補助率等	1/3（ただし、民間事業はまたは地方住宅供給公社が施行者の場合にあっては、地方公共団体が補助する額の1/2以内かつ対象事業費の1/3以内）
問合せ先	建設省 都市局区画整理課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	熱利用下水道エネルギー事業
対象となる新エネルギーの種類等	下水熱利用システムの導入
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2
問合せ先	建設省 公共下水道課 TEL.03-5251-1864

支援制度名	省資源・省エネルギー公園の整備
対象となる新エネルギーの種類等	エネルギーの有効利用に資する都市公園を整備する場合 災害時にも機能する太陽電池を活用した照明やゴミ焼却場より発生する熱源等を利用した温水利用型健康運動施設の整備等太陽光、風力、その他の未利用エネルギーを利用したシステムの導入
対象者	地方公共団体、第三セクター等
補助率等	施設：1/2 用地：1/3
問合せ先	建設省 都市局公園緑地課 TEL.03-3580-4311(代)

支援制度名	地球温暖化対策地域推進エネルギー事業費等補助事業
対象となる新エネルギーの種類等	①率先実行型 地方公共団体が自らの行う事務、事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する事業 ②技術開発型 地方公共団体が行う温室効果ガス対策の技術開発、調査研究事業 ③民間部門支援型 地方公共団体が地域住民、事業者が行う地球温暖化対策に対して行う支援等の事業 ④開発途上国支援型 地方公共団体が地球温暖化対策に関して、途上国の地方行政機関等と国際的な協力を行う事業 ⑤その他 地球温暖化対策を目的とするその他の事業であって、効果が高く、かつ他の地方公共団体への波及効果が高いと特に認められる事業 ⑥地域で取り組む地球温暖化対策や推進方針についての計画を策定する事業
対象者	地方公共団体
補助率等	1/2 以内
問合せ先	環境庁 企画調整局地球環境部環境保全対策課 TEL.03-3581-3351

## (2) 融資制度

支援制度名	環境保全資金融資
対象となる新エネルギーの種類等	中小企業及び各種組合が行う新エネルギー導入事業 RDF利用設備の設置、自然エネルギー有効利用施設の設置、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、燃料自動車及びハイブリッド自動車）の購入 温暖化防止対策施設の整備等（コージェネレーション等の導入）
対象者	中小企業、事業協同組合等各種組合
貸付条件等	貸付限度額 1企業・組合：5,000万円、ただし運転資金は1,000万円 利率（年利） 貸付利率：1.8%、ただし、保証を付さない場合は2.0% 保証料率：0.7%、ただし、無担保保険にかかる保証料率について、2000年4月1日～2001年3月31日までの間は0.66%とする 貸付期間 設備資金：10年以内（据置時期1年以内を含む） 運転資金：5年以内（据置時期6か月以内を含む）
問合せ先	三重県 農林水産商工部金融経営課 TEL.059-224-2435

支援制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資
対象となる新エネルギーの種類等	太陽、風力、バイオマス等の自然エネルギーや、排熱・廃棄物エネルギー等の地域エネルギーを利用した以下の事業 ①地域エネルギー開発利用事業 （地熱利用事業、排熱利用事業、温度差熱利用事業、廃棄物利用事業） ②地域エネルギー開発利用発電事業 （風力発電事業、太陽光発電事業、地熱発電事業、排熱利用発電事業、廃棄物利用発電事業） 【募集時期】 4月～翌1月 取扱金融機関の本店で受け付ける
対象者	地方公共団体、第三者、民間事業者、組合等
貸付条件等	融資額 廃棄物利用事業、地熱発電事業：3億円以下 風力・太陽光発電事業、排熱・廃棄物利用発電事業：4億円以下 地熱・排熱・温度差熱利用事業：5億円以下 複合利用事業：5億円以下 利率 長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率から利子補給率を減じた利率以下 利子補給率 年利（（契約時の借入金利）÷2）%（ただし、3%を上限） 償還期限 貸付側金融機関の審査による 取扱金融機関 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行 信用金庫、農林中央金庫、商工中金
問合せ先	財団法人新エネルギー財団 導入促進本部業務部 TEL.03-5275-9823

支援制度名	農林漁業施設資金（環境保全型農業推進）
対象となる新エネルギーの種類等	以下の施設の改良等にもなう新エネルギーの導入 ①畜産経営環境保全施設 畜舎、排水施設、農作物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設等 ②その他の施設 農舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥・農作物育成管理施設等
対象者	①農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者 ②農業協同組合（①に掲げる者へ転貸する場合に限る）
貸付条件等	貸付限度額 ①畜産経営環境保全施設 (1)補助事業 貸付を受ける者の負担する額（注1）の80%（「特認」（注2）0.9）に相当する額 (2)非補助事業 次のiまたはiiのいずれか低い額 i 貸付を受ける者の負担する額の80%（「特認」0.9）に相当する額 ii 個人3500万円（「特認」1億円）、法人7000万円（「特認」3億円） ②その他の施設 次のiまたはiiのいずれか低い額（ただし補助事業および「特別振興事業」はiのみを適用） i 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ii 300万円 利率 2.1%（2000年3月末現在） 償還期限 15年以内（据置3年以内）  （注1）貸付対象事業費－国庫補助金 （注2）「特認」とは、「経営環境保全計画」が次の要件のいずれかに該当する場合を指す ・技術開発の成果に基づき、高性能の環境保全施設の導入を図る計画 ・環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転し、資本整備の拡充更新を図る計画
問合せ先	農林漁業金融公庫 融資第一部 TEL.03-3270-4114

支援制度名	環境対策（融資制度）
対象となる新エネルギー及び事業	太陽光発電（出力 150kW 以上の太陽光発電施設）、燃料電池（出力 50kW 以上の燃料電池）、風力発電（出力 800kW 以上の風力発電施設）、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車（電気式・蓄圧式）、天然ガス自動車、メタン自動車、並びにこれらの自動車に必要な燃料供給施設も含む）、再資源化（廃プラスチック類、古紙、金属くず、燃えかす、鉱さい、汚泥、ガラス屑、動植物性残さを再資源化するために必要な設備（廃棄物発電施設及び熱回収設備を含む））、地域冷暖房事業、コージェネ設備（一次エネルギー利用率 60%以上かつ出力 50kW 以上）の導入
対象者	株式会社等の組織
貸付条件等	融資比率 工事費の 30%～50% 利率 2.1% 償還期限 相談の上決定(必要に応じて据置期間の設定が可能)
問合せ先	日本政策投資銀行 <span style="float: right;">TEL.03-3270-3211(代)</span>

支援制度名	石油代替エネルギー-資金（エネルギー-貸付）
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車、コージェネレーションシステム
対象者	・非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者 ・ガス事業法に規定する一般ガス事業者であって石油代替エネルギーを供給する者 【その他の条件】 ・資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下の中小企業 ・卸売業は、資本金 3000 万円以下か従業員 100 人以下 ・小売業・サービス業は、資本金 1000 万円以下か従業員 50 人以下
貸付条件等	貸付限度額 直接貸付：7 億 2 千万円 代理貸付：1 億 2 千万円 貸付利率 基準利率 2.2% ただし、2 億 7 千万円を限度として 2.0%（4 年目以降は 2.1%）または 2.1%、特定の設備の取得資金については 2.0% 貸付期間 15 年以内（据置時期 2 年以内）
問合せ先	中小企業金融公庫本店 窓口 <span style="float: right;">TEL.03-3270-1282</span> 中小企業融資公庫 各支店

支援制度名	エネルギー-貸付
対象となる新エネルギーの種類等	石油代替エネルギーを使用または供給する次の施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備の導入 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、風力発電設備、温度差エネルギー-熱利用設備、廃棄物燃料製造設備、廃棄物熱利用設備、廃棄物発電設備、燃料電池、天然ガス電熱併給設備、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタン自動車
対象者	中小企業で石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除く）
貸付条件等	融資限度額 7200 万円 融資利率 基準金利 3.1% 融資期間 15 年以内、(据置期間 2 年以内)
問合せ先	国民金融公庫 各支店 相談センター 津支店 TEL.059-227-5211 四日市支店 TEL.0593-52-3121、伊勢支店 TEL.0596-24-5159

(3) 税制措置

支援制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制
対象となる新エネルギーの種類等	対象時期：1996年4月1日以降対象設備を取得、製作または建設し、その後1年以内に事業の用に供した場合 対象設備：エネルギー有効利用付加設備、地域熱供給設備、電気・ガス需要平準化設備、石油代替エネルギー設備など代替エネルギー関連33設備（貸付の用および電気事業の用に供した場合を除く） （うち新エネルギー関連設備） 太陽光発電設備、風力発電設備、石油代替エネルギー利用型自動車、石油代替エネルギー利用型自動車用燃料供給設備、太陽熱利用装置、排熱利用ボイラー、廃棄物利用装置、燃料電池設備など
対象者	個人、法人
概要	次のいずれか一方を選択して、事業の用に供した年（法人の場合は年度）に適用することが可能 ①当該設備の基準所得額の7%相当額を所得税または法人税から差し引くことができる ②普通償却に加えて当該設備の基準所得額の30%相当額を限度として償却できる
問合せ先	税務署

### 資料－3

### 三重県新エネルギービジョン策定委員会

三重県新エネルギービジョンを策定するにあたり、三重県新エネルギービジョン策定委員会は、平成10年度に基礎調査を、平成11年度にビジョンの検討を行った。

#### 構成員

委員長	堀 孝正	三重大学教授
副委員長	三宅 千枝	大阪工業大学教授
委員	盛岡 通	大阪大学大学院教授(平成11年度)
〃	鳥喰 貞次	シャープ株式会社電子部品事業本部 ソーラーシステム事業部 カスタムエンジニアリング部 副参事
〃	青木 輝雄	三重県商工会議所連合会専務理事
〃	藤田 収	三重県市長会事務局長
〃	海野 武司	三重県町村会事務局長(平成10年度)
〃	服部 清一	三重県町村会事務局長心得(平成11年度)
〃	宇佐見 英三	中部通商産業局資源エネルギー部 エネルギー対策課長
〃	秋田 一民	三重県総合企画局長
オブザーバー	善岡 卓夫	新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー導入促進部長

#### 経過

平成10年度第1回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成10年11月30日開催
平成10年度第2回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成11年2月26日開催
平成10年度第3回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成11年3月19日開催
平成11年度第1回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成11年11月4日開催
平成11年度第2回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成11年12月24日開催
平成11年度第3回三重県新エネルギービジョン策定委員会	平成12年2月16日開催

三重県新エネルギービジョン  
平成12年3月発行  
三重県総合企画局政策調整課  
〒514-8570 津市広明町13  
電話 059-224-2642